

## (仮称) 広島西ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

## 1 全体的事項

## (1) 事業実施想定区域の設定

事業実施想定区域が、広島西地域の複数の好風況地点から選定された理由が明確に示されていない。このため、今後定める事業実施区域の検討経緯も含め、選定理由を具体的に方法書に記載すること。

## (2) 事業計画の検討・見直し

風力発電設備及び取付道路等の構造・配置・規模（以下「風力発電設備の配置等」という。）の検討に当たっては、関係機関、専門家等からの助言や最新の知見を踏まえ、科学的見地に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、事業実施による環境への影響を回避又は極力低減すること。なお、検討の過程において、環境への影響の回避又は極力低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、抜本的な事業計画の見直しを行うこと。

## (3) 環境影響評価図書の公表の方法

環境影響評価図書のインターネットでの公表においては、「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」（平成24年3月環境省総合環境政策局環境影響評価課）を参考に、利用者のコンピュータ環境の違い（利用ソフトウェアの違い等）により閲覧できないこととならないよう配慮すること。また、広く一般からの意見を求められるよう、使用する用語等は分かりやすい表現とすること。さらに、印刷可能な状態とすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくこと等により、利用者の利便性の向上を図ること。

## (4) 関係機関等との連携及び住民等への説明

各環境影響評価項目について実施する調査の詳細な内容や、予測及び評価の手法とその選定の考え方等について、地域の状況に精通した専門家や地元自治体等に意見聴取を行い検討するとともに、その結果を具体的かつ正確に方法書に記載すること。また、地域住民や地元自治体等に対し丁寧かつ十分な説明を行うとともに、疑問や意見には誠意を持って対応し、合意形成に努めること。

## (5) 環境影響評価の項目の選定

詳細な風力発電設備の配置等が決定していないため、工事の実施については計画段階配慮事項に選定されていないが、工事用資材等の搬出入を含め、工事の実施により環境影響が生じるおそれがあるため、方法書以降においては環境影響評価の項目として選定し、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、工事の実施による環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (6) 事業実施想定区域内の施設への環境影響

事業実施想定区域内には、県立もみのき森林公園があり、事業実施による環境影響が生じることが懸念される。このため、設置者である広島県や、地域住民、地元自治体及び利用者・関係者等の意見も踏まえること等により、環境への影響を回避すること。

## (7) その他

事業実施想定区域及びその周辺は、土砂災害特別警戒区域等に指定されている。また、全国的に強風や落雷等による風力発電設備の破損・倒壊事故が発生していることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、大雨を含めた気象災害について、事業実施想定区域周辺の安全側に立ち、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、予防対策を方法書に記載するとともに、風力発電設備等を小学校や医療機関、福祉施設及び住居等からできる限り離れた配置とすること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音及び超低周波音

ア 事業実施想定区域周辺には小学校や医療機関（吉和診療所等）、福祉施設（よしわせせらぎ園等）及び多数の住居等が存在していることから、風力発電設備の稼働に伴う騒音及び超低周波音による環境影響が生じるおそれがある。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、発電設備の構造、住居からの距離等を十分考慮し、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月 26 日 環境省）及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月 26 日 環境省）を踏まえて、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を小学校や住居等からできる限り離れた配置とすること等により、騒音及び超低周波音による環境影響を回避又は極力低減すること。

イ 調査、予測及び評価については、風力発電設備の大きさと騒音及び超低周波音との相関関係をシミュレーション等により明らかにした上で、適切に行うこと。

### (2) 地形及び地質

事業実施想定区域及びその周辺には、冠山断層が存在することから、断層のずれ等による災害で風力発電設備の倒壊のおそれがある。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、事業実施想定区域周辺の安全側に立ち、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を小学校や医療機関、福祉施設及び住居等からできる限り離れた配置とすること等により、地形及び地質の影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 風車の影

事業実施想定区域周辺には小学校や医療機関、福祉施設及び多数の住居等が存在しており、稼働時における風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、小学校、医療機関、福祉施設及び住居等への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等をできる限り離れた配置とすること等により、風車の影の影響を回避又は極力低減すること。

### (4) 水環境

水環境については、「河川や池沼の直接改変を行わず、水底の底質の攪乱に伴う水の濁りが発生するおそれがない」ため、計画段階環境配慮事項として選定されていないが、事業実施想定区域周辺には、太田川や支流の水内川、中津谷川等があり、良好な水環境を有していることから、多くの水生生物が生息・生育している。また、内水面漁業権に基づく漁業や遊漁が盛んであり、漁協によるアユ等の増殖活動が行われているほか、水道の水源や井戸、温泉の泉源が存在し地域住民に利用されている。土地の改変等（工事の実施等による一時的な改変を含む。以下同じ。）により水質悪化や水量減少のおそれがあり、水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、地下水を含めた水環境について、専門家や地元自治体等の助言を踏まえるとともに、近年の降雨実態を反映させた降雨条件の設定等により、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、

水環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (5) 動物、植物及び生態系

風力発電設備の配置等の検討に当たっては、次の事項に留意し、専門家の助言や最新の知見を踏まえて、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、動物、植物及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。また、地域の生物相に通じた専門家を調査に加えること。

##### ア 動物（鳥類）

事業実施想定区域周辺には、クマタカの生息や、その幼鳥が確認されるなど、稀少猛禽類の営巣地が存在している。また、イヌワシの移動が確認されるとともに、ハチクマ等の渡り鳥の飛翔経路にもなっており、土地の改変等による生息環境の消失や風力発電機への衝突など、鳥類への重大な影響が懸念される。このため、バードストライクやバットストライクの調査に当たっては、連続した降雨日を避ける等の天候にも配慮すること。

また、鳥獣保護区特別保護地区における開発行為は避けること。

なお、当該事業実施想定区域周辺では、複数の風力発電事業が実施及び計画されており、大規模な風車群による累積的な環境影響が生じるおそれがある。関係事業者との情報共有に努め、この点についても慎重に評価を行うこと。

##### イ 動物（両生類等）

水内川及びその流域は、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオや県の天然記念物であるゴギが生息している。普通種の存在も含め、土地の改変等による生息・生育環境の悪化が懸念される。

##### ウ 動物（哺乳類等）

事業実施想定区域周辺は、絶滅危惧種のコウモリや国の天然記念物であるヤマネなどの生息情報があり、土地の改変等による希少な動植物の生息・生育環境の消失のおそれがある。

また、事業実施想定区域周辺は、ツキノワグマ（西中国地域個体群）の生息地であることから、土地の改変等に伴う連続性のある森林等の分断や餌となる堅果類の減少により、個体数の減少や人との軋轢の増加等の影響が懸念される。

##### エ 植物等

事業実施想定区域周辺には、自然植生及び保安林等の保全が必要な自然環境が存在しており、土地の改変等や車両の出入りに伴う外来種の移入による動植物への影響及び生態系の攪乱が懸念される。

##### オ 生態系

事業実施想定区域内には、水源のかん養や土砂の崩壊の防止を目的として指定されている保安林がある。このため、保安林を含めた土地の改変等を行う場合、水源のかん養や土砂の崩壊の防止の機能を低下させないように、土地の改変等区域を最小限とすること。

#### (6) 景観

ア 主要な眺望点のうち、調査対象として選定されているのは、大峯山、恐羅漢山及び十方山等であるが、深入山は選定されていない。深入山は、重要な観光資源であることから、調査対象として選定すること。

また、主要な眺望点以外にも、県立もみのき森林公園や、廿日市市景観計画において吉和地域の「主な視点場」に含まれている女鹿平山及び吉和の集落については、調査対象に含めること。

さらに、その他の主要な眺望点以外についても、配慮書に記載された景観資源や主要な眺望景観に限らず、地域で大切にされている身近な景観も含め、地域住民及び地元自治体等の

意見を踏まえた上で、調査対象に追加すること。

イ 事業実施想定区域周辺には、主要な眺望点及び景観資源が多数存在しており、また、湯来温泉や湯の山温泉等の自然を生かした歴史ある温泉地としての観光促進やおもてなしの雰囲気づくりに取り組んでいる地区もあることから、事業実施により眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な調査、予測及び評価を適切に行い、その結果を踏まえ、風力発電機の色を環境融和塗装にする等の景観を損なわない手法の検討や、専門家の助言、最新の知見、地域住民や地元自治体及び利用者・関係者等の意見も踏まえること等により、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

ウ 自然景観資源に選定されている東山溪谷については、事業実施により直接的な変化が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、景観資源保全の観点から踏まえた上で、直接的な変化を極力回避すること。

#### (7) 人と自然との触れ合いの活動の場

ア 事業実施想定区域内に県立もみのき森林公園が存在するほか、事業実施想定区域周辺には、湯来冠山、深入山等多くの間が人と自然との触れ合いの活動の場として利用されている。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、活動の場への影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、専門家の助言、最新の知見、地域住民や地元自治体及び利用者・関係者等の意見も踏まえること等により、活動の場への影響を回避又は極力低減すること。

特にもみのき森林公園については、風力発電設備設置想定範囲に隣接していることから、公園の利用の状況に関する調査も含め、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、活動の場への影響を回避すること。

イ 縦走路として多くの登山者が利用する「市間山・立岩山登山道」を主要な人と自然との触れ合いの活動の場として調査対象に追加すること。